

宍粟市老人福祉計画
宍粟市介護保険事業計画

(平成21年度～平成23年度)



宍 粟 市

はじめに

平成12年4月から導入された介護保険制度は、社会・地域に着実な定着は見ているものの、今後の人口構造の高齢化の加速度的な進行などから、そのニーズは、ますます増大すると見込まれます。

そのため、介護予防の視点から、予防重視型社会システムの構築に向け、継続的・包括的な介護予防ケアマネジメントの確立等の予防給付事業や地域支援事業が実施されています。

宍粟市として、元気高齢者はもとより、要支援者・要介護者、誰もが住み慣れた地域で家族や地域住民の支援のもと、地域での在宅生活が継続できるよう、宍粟市の地理的・社会的条件等に応じた地域ケア体制の構築を目指し、地域密着型サービスをはじめとしたサービス基盤の整備を推進することとしました。また、介護保険施設、特に特別養護老人ホーム（小規模施設を含む）の整備に際しても、平成26年度の利用目標数値を見据えながら、重度者による重点的な利用が促進されるよう、適正な整備を検討します。また在宅サービスの適正な整備を図り、施設介護から在宅介護（支援）に転換し、また介護を要さないための介護予防事業、地域保健事業を展開し、すべての高齢者がいきいきとした生活を送れるよう、高齢者福祉事業の充実・拡充を図るべく、第4期宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。

平成21年3月

目 次

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本的理念	1
2. 基本目標	1
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画期間	3
5. 計画の策定体制	3
6. 日常生活圏域の設定	3

第2章 高齢者の現状及び将来推計

1. 高齢者人口の推移	8
2. 要介護認定者の状況	8
3. 高齢者等の実態の把握	10

第2部 老人福祉計画

第1章 高齢者支援対策

1. 認知症高齢者支援事業	11
2. 高齢者虐待防止への取り組み	11
3. 成年後見制度と地域福祉権利擁護事業	11
4. 養護老人ホームへの入所措置	12
5. 高齢者支援事業	12

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護サービス・介護予防サービス基盤の整備

1. 居宅介護支援	14
2. 訪問介護	15
3. 訪問入浴介護	16
4. 訪問看護	16
5. 訪問リハビリテーション	17
6. 通所介護	18
7. 通所リハビリテーション	19
8. 短期入所生活介護	19

9. 短期入所療養介護	21
10. 特定施設入所者生活介護	21
11. 居宅療養管理指導	22
12. 福祉用具貸与	23
13. 福祉用具購入	24
14. 住宅改修	25
15. 介護老人福祉施設	26
16. 介護老人保健施設	27
17. 介護療養型医療施設	28

第2章 地域密着型サービスの基盤整備

1. 小規模多機能型居宅介護施設	29
2. 夜間対応型訪問介護施設	30
3. 地域密着型老人福祉施設入居者生活介護施設	30
4. 地域密着型特定施設入居者生活介護施設	30
5. 認知症対応型共同生活介護施設	31
6. 認知症対応型通所介護施設	31

第3章 地域支援事業について

1. 介護予防事業進	32
2. 包括的支援事業	34
3. 任意事業	42

第4章 介護保険事業費及び保険料

1. 介護保険事業費の推計	43
2. 介護保険料	46

(委員)

宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会委員名簿

(資料)

第4期介護保険事業計画策定に関わるアンケート調査結果

- ①高齢者意向調査
- ②要介護高齢者等利用意向調査

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本的理念

平成17年4月1日に旧山崎町・一宮町・波賀町・千種町の4町が合併し、宍粟市が発足し4年が経過しました。

宍粟市における平成20年4月1日現在65歳以上の高齢者人口は11,424名で、総人口に占める割合（高齢化率）は25.6%となっており、平均寿命の伸長や低い出生率を反映して今後も上昇を続け、人口推計では平成26年度には高齢者人口は約12,400名、高齢化率は30%を超えると見込まれます。

介護保険法施行から9年近くが経過し、本市における要介護認定者数はほぼ1.6倍に、介護サービス利用者数も1.9倍に達するなど、介護保険制度は市民の高齢期を支える制度として浸透、定着しました。

また、介護の社会化が急速に進み、高齢者介護が家庭内に閉ざされていた状況から社会の中で対応することが一般化してきたことにより、社会の対応も高齢者の生活をトータルでとらえるケアシステムの構築が課題となってきました。

そこで、平成18年度より、地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療と介護の連携、また介護施設サービスと居宅サービスの連携、ケアマネジャーのあり方及び支援の方策などを図るための地域包括支援センターの設置、また、サービス利用者が生活圏内で利用できる地域密着型サービスの提供など、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

また、市民の健康づくりへの高い関心や、多様な老後のライフスタイルに関する指向等を踏まえ、保健福祉に関する住民ニーズの把握、それによる保健福祉サービスに関連する基盤整備や施策の充実が求められています。

そこで、高齢者とその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていくことができることを目標に、高齢者の保健福祉サービスにかかる平成21年度から23年度までの3ヵ年の目標と取り組み方策を明らかにするため本計画を策定しました。

2. 基本目標

高齢者自身が積極的に健康づくりに取り組むとともに、地域の中で自らが培ってきた知恵や知識、経験を生かしながら様々な活動に取り組むことができ、また、高齢者の多くが長年生活してきた地域で暮らし続けることを望ん

でいることから、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても安心して生活ができるよう、日常生活能力の維持・向上に向けたサービス利用ができるようにすることが必要です。

(1) 介護予防の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者が要介護状態に陥ること、あるいは要介護状態の悪化を防ぐべく、介護予防への取り組みを積極的に推進します。

事業の実施にあたっては、真に効果のある介護予防事業が展開できるよう、個々の高齢者の心身の状況を踏まえた連続性・一貫性のあるサービスが提供できる体制整備に努めます。

(2) 介護サービスの基盤整備

高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、必要となる居宅サービスや地域密着型サービスをはじめとする多様なサービス基盤の充実強化を図ります。

特別養護老人ホーム等の入所施設については、長期的な目標を見据えた上で、できる限り市民が市内施設を利用できるよう計画的な整備を図ります。

(3) 介護サービスの質的向上

介護サービスの基盤整備と相まって、その質の向上を目指し、介護サービスに携わる人材の養成や資質向上のための研修の充実や、指導の徹底を図ります。

また、利用者のサービス選択に資するべく、介護サービス情報の公表に係る体制整備を図るとともに、効率的な制度運営を行う観点から、適正化事業の一層の推進や事業者自身の適正な事業運営への取り組みを促進する体制整備を図ります。

(4) 保健・医療・福祉サービスの総合的な支援体制の整備

長年生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、見守り体制や介護付きの住まいなど多様な住まいの普及を推進するとともに、高齢者が日常生活の中で必要なサービスを円滑に利用できる環境整備を促進します。

その際に、保健・医療・福祉の関係者が地域のケアシステムの中でそれぞれの立場でふさわしいサービスを提供するとともに、地域包括支援センター運営協議会の場等を通じて相互の役割を的確に理解した上で、連携体制を構築する必要があります。

また、認知症高齢者対策においては、初老期の認知症者や認知症高齢者が尊厳を保ちながら家族とともに生活を送ることができるよう、行政、医療、福祉関係者、ボランティア活動、NPO 等とのより一層の連携を図りつつ、地

域全体で認知症高齢者等やその家族を支援する体制を推進します。

3. 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画と、介護保険法第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定し、本市における高齢者保健福祉施策の基本方針を示すものとしします。

また、この計画の策定にあたっては、介護保険法第 116 条に基づき厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針及び兵庫県が策定する兵庫県老人福祉計画（第 4 期介護保険事業支援計画）に定める基本指針を基に策定します。

4. 計画期間

介護保険法第 117 条第 1 項に基づき、計画期間は平成 21 年度から 23 年度までの 3 ヶ年とします。

5. 計画の策定体制

この計画は、被保険者の代表、保健・医療・福祉関係者等で構成する、宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会において審議を行い、地域住民の参画による計画の策定を行いました。

6. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう市内を日常生活圏に分け、その圏域を基本に介護予防事業や地域密着型サービスなどの基盤を整備するものです。

宍粟市は、東西方向約 32km、南北方向約 42km、面積は 658.6 km²と広く、旧町ごとの圏域設定ではきめ細かな事業やサービスの提供ができないため、より身近な事業展開ができるよう日常生活圏域を設定します。

宍粟市における日常生活圏域の設定と 地域密着型サービスの整備圏域について

(1) 日常生活圏域の設定目的

地域における住民の生活を支える基盤は、保健福祉や医療関連の施設だけでなく、「住まい」や他の公共施設、交通網や人的なネットワークも重要な要素です。地域ケアを充実させるためには、これらが有機的に連携し、住民の生活を支えるものとして機能することが重要となります。

そこで、今後の基盤整備においては、従来のような市町村単位として、個々の施設を整備する「点の整備」だけでなく身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められています。そのため、第3期介護保険事業計画より、市町村をいくつかに分けた「生活圏域」を定めています。具体的な設定については、面積や人口・旧行政区・住民の生活形態・地域づくり活動の単位などそれぞれ地域の特性を踏まえて決定しています。

(2) 宍粟市の日常生活圏域の設定について

宍粟市の日常生活圏域設定にあたって、国から示された事例集を参考に①南北に分けた大圏域②旧町単位の中圏域③中学校区④小学校区に分けて、人口等を比較しています。その結果、中学校区を日常生活圏域として設定しています。

中学校区とした理由

①1989年に策定された高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）や新ゴールドプラン・ゴールドプラン21等で、デイサービスセンターや在宅介護支援センターが中学校区ごとに整備されてきた経緯があり、宍粟市でもそれにより整備されている。②南部北部に分けると施設整備数等に格差が出る。③旧町単位とすると施設数と人口規模に格差が出る。④小学校区とすると圏域数が多くなりすぎ、圏域毎の整備目標が設定できない。

大圏域	中圏域	日常生活圏域	小学校区				
宍粟南	山崎	1	山崎西	山崎	菅野	土万	
		2	山崎南	城下	戸原		
		3	山崎東	河東	神野	伊水	都多
宍粟北	一宮	4	一宮南	神戸	染河内		
		5	一宮北	下三方	三方	繁盛	
	波賀	6	波賀	波賀	野原	道谷	
	千種	7	千種	千種南	千種北	千種東	

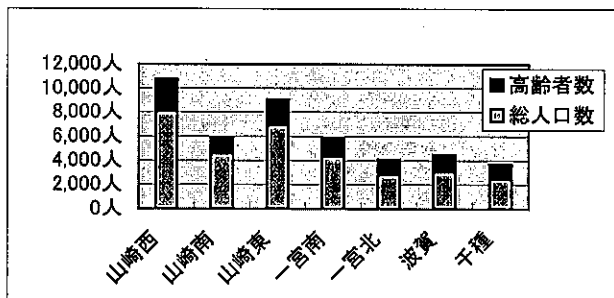
※ 土万地区は三土中学校区であるが、当該中学校は校区が他町と跨っているため山崎西に含めるものとします。

(3) 日常生活圏域の人口等

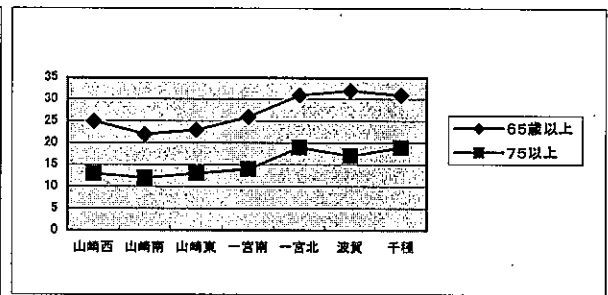
12月31日現在

圏域名称	総人口数	高齢者数	高齢化率	後期高齢者数	後期高齢化率
山崎西	10,762人	2,666人	24.8%	1,393人	12.9%
山崎南	5,879人	1,271人	21.6%	688人	11.7%
山崎東	9,072人	2,113人	23.3%	1,174人	12.9%
一宮南	5,922人	1,558人	26.3%	849人	14.3%
一宮北	4,108人	1,266人	30.8%	775人	18.9%
波賀	4,528人	1,433人	31.6%	767人	16.9%
千種	3,708人	1,186人	32.0%	718人	19.4%
計	43,979人	11,493人	26.1%	6,364人	14.5%

人口等



高齢化率

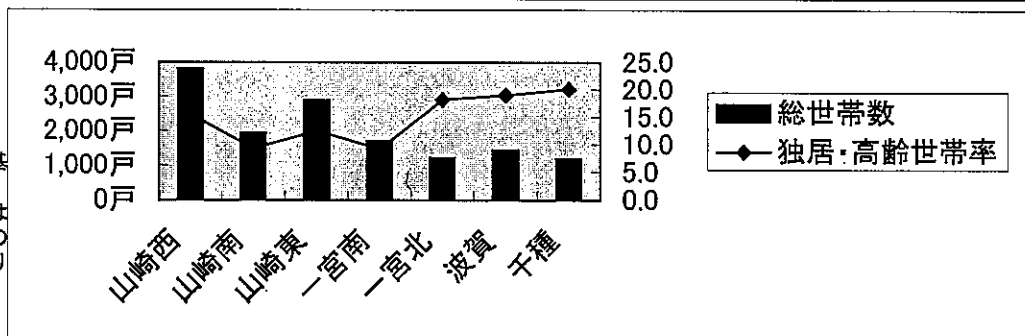


(4) 日常生活圏域の高齢者世帯数

12月31日現在

圏域名称	世帯総数	高齢者のいる世帯数(A)	高齢者単身世帯数(B)	高齢夫婦世帯数(C)	(C+B)/A
山崎西	3,804戸	1,871戸	300戸	290戸	32%
山崎南	1,936戸	910戸	91戸	89戸	20%
山崎東	2,883戸	1,459戸	185戸	175戸	25%
一宮南	1,701戸	1,052戸	82戸	74戸	15%
一宮北	1,218戸	876戸	115戸	107戸	25%
波賀	1,438戸	965戸	142戸	131戸	28%
千種	1,179戸	861戸	120戸	117戸	28%
計	14,159戸	7,994戸	1,035戸	983戸	25%

●総世帯数は住民基礎台帳より
●独居・高齢世帯は地域包括支援センターの実態把握データより

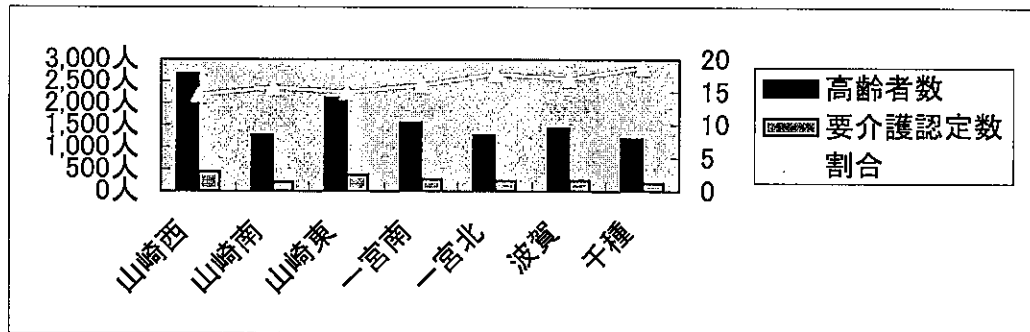


(5) 日常生活圏域の要介護度別人数

12月31日現在

圏域名称	要支援	要介護1 ～5	計
山崎西	108人	331人	439人
山崎南	39人	169人	208人
山崎東	74人	306人	380人
一宮南	42人	230人	272人
一宮北	48人	193人	241人
波賀	61人	184人	245人
千種	49人	140人	189人
計	421人	1,553人	1,974人

地域包括支援センターの実態把握データより

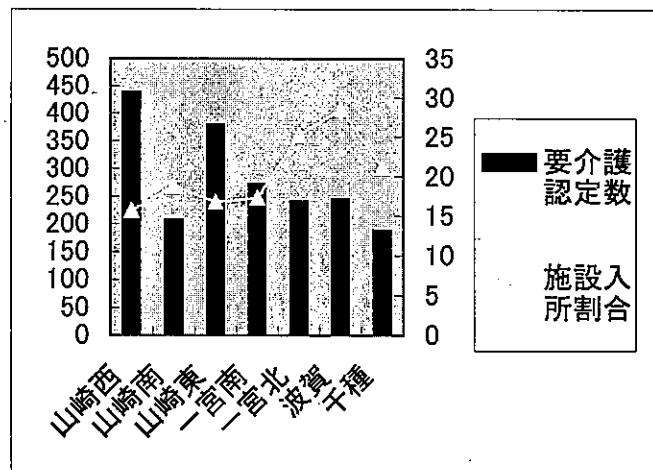


(6) 介護保険利用状況等

12月31日現在

介護保険サービスの利用状況については、地域包括支援センターの実態把握データより施設入所者数を記載しています。

圏域名称	老人保健 施設入所 者数	特別養護 老人ホーム 入所者 数
山崎西	23人	46人
山崎南	7人	32人
山崎東	16人	48人
一宮南	21人	26人
一宮北	21人	40人
波賀	24人	46人
千種	14人	26人
計	126人	264人



療養型医療施設入所者は圏域毎には未把握

(7) 日常生活圏域にある施設数及び定員数

12月31日現在

圏域名称	公的介護施設等（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人ショートステイ用居室、ケアハウス、老人保健施設、訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護拠点、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、その他厚生労働大臣が定める施設）						
	老人保健施設 特別養護 老人ホーム	ケアハウス 養護老人 ホーム	特養・老健 ショートステ イ	地域密着 サービス	デイ サービス・デ イケア	居宅 介護 支援 事業 所	その他
山崎西				グループホーム 小規模多機能型 居宅介護	3	3	地域包括支援センター 介護予防拠点(2) 訪問看護S(2) ヘルパー事業所(4)
山崎南	特養 (80床)	ケアハウス (30床)	特養ショート ステイ用居室 (20床)	認知症対応 デイサービス	3	3	訪問看護S(1) ヘルパー(2)
山崎東	特養 (60床)	養護老人ホーム (50床)	特養ショート ステイ用居室 (10床)		5	3	介護予防拠点(1) 訪問看護S(1) ヘルパー(2)
一宮南					1	2	介護予防拠点(2) 訪問看護S(1) ヘルパー(1)
一宮北	特養 (70床)		特養ショート ステイ用居室 (20床)	認知症対応 デイサービス グループホーム	1	2	訪問看護S(1) ヘルパー(1)
波賀	特養(60床) 老人保健施設 (90床)		特養ショート ステイ用居室 (10床) 老健ショート (空床利用)		2	4	介護予防拠点(1) 訪問看護S(1) ヘルパー(1)
千種	特養 (60床)		特養ショート ステイ用居室 (12床)	小規模多機能型 居宅介護	3	2	介護予防拠点(2) 訪問看護S(1) ヘルパー(2)

第2章 高齢者の現状及び将来推計

1. 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口（65歳以上人口）は、平成20年12月31日現在11,493名で、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は26.1%となっており、75歳以上の人口は高齢者人口の55.4%です。また、長期的にも高齢化率は増加傾向であり、平成27年には30.5%に達する見込となっています。

高齢者人口の推計

(単位：人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
総人口	42,837	42,396	41,960	40,652
高齢者人口	11,634	11,676	11,862	12,419
高齢化率	27.2%	27.5%	28.3%	30.5%
前期高齢者人口(65歳～74歳)	5,264	5,172	5,345	5,862
後期高齢者人口(75歳以上)	6,370	6,504	6,517	6,557
後期高齢者人口の割合	54.8%	55.7%	54.9%	52.8%

2. 要介護認定者の状況

本市では、平成20年12月末現在で、要支援・要介護認定者数は2,010人であり、認定率（高齢者人口に占める要支援・要介護認定者数）は17.6%となっています。

要支援・要介護度別の認定者数をみると、要介護2の占める割合が最も高くなっています。

要支援・要介護度別の要支援・要介護認定者数

(単位：人)

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成20年12月末	409	312	400	336	309	244	2,010
割合(%)	20.4%	15.5%	19.9%	16.7%	15.4%	12.1%	100.0%

今後、要支援・要介護認定者数は毎年増加し、平成26年度には2,249人

となり、認定率は18.1%に増加する見込です。

今期計画期間中及び平成26年度の要支援・要介護認定者数の推計

(単位：人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
要支援1	159	161	163	169
	7.8%	7.7%	7.7%	7.5%
要支援2	278	282	287	300
	13.6%	13.5%	13.5%	13.3%
要介護1	332	339	346	366
	16.2%	16.2%	16.3%	16.3%
要介護2	398	406	414	439
	19.4%	19.5%	19.4%	19.5%
要介護3	335	342	350	371
	16.4%	16.4%	16.4%	16.5%
要介護4	264	270	275	292
	12.9%	12.9%	12.9%	13.0%
要介護5	281	288	294	312
	13.7%	13.8%	13.8%	13.9%
計	2,047	2,088	2,129	2,249
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3. 高齢者等の実態の把握

この計画の策定にあたり、基礎資料として、高齢者の健康状態や、介護保険サービス、介護予防サービス、保健福祉サービスの利用意向等を把握するために、平成20年9月に高齢者等意向調査を実施しました。

(調査実施時期) H20.9.8～H20.9.30

(調査方法) 郵送による調査票の配布・回収

<高齢者意向調査>

- 調査対象者 市内在住65歳以上高齢者（要介護認定者を除く）から1,250名を無作為に抽出
- 有効回答者 977名
- 回答率 78.2%

<要介護高齢者等意向調査>

- 調査対象者 要介護（要支援）と認定された65歳以上の高齢者で在宅サービス利用者から1,250名を無作為に抽出
- 有効回答者 764名
- 回答率 61.1%

第2部 老人福祉計画

第1章 高齢者等支援対策

1. 認知症高齢者支援事業

高齢化の進展に伴う後期高齢者の増加から、認知症高齢者は増加状況にあります。認知症高齢者は、特有の精神症状や問題行動があるため、質・量ともに他の要介護高齢者等とは異なった専門的な対応が必要です。この認知症高齢者を家庭で介護することは、家族にとって精神的にも、肉体的にも相当の負担がかかります。認知症についての正しい理解の啓発に配慮しながら、認知症高齢者に対する予防事業と支援事業を推進します。

(1) 予防事業の推進

健康日本21施策の展開による生活習慣の改善指導により、疾病を予防すると共に、老人クラブ活動等介護予防事業を通して生きがいづくりを推奨し、認知症予防事業を推進します。

(2) 支援事業の推進

①認知症高齢者の相談窓口

地域包括支援センター及び各市民局の保健福祉センターを、認知症高齢者の相談窓口として整備します。

②介護者教室の開催

介護予防事業の一環として、認知症高齢者の介護者を対象にした介護者教室を開催して、認知症に対する正しい知識の啓発に努めると共に、介護者の交流の場を提供して、介護者の負担の軽減を図ります。

2. 高齢者虐待防止への取り組み

高齢者に対する虐待が深刻な状況になったことにより、平成18年4月1日より、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行になりました。それより高齢者虐待防止等の相談支援等業務等を地域包括支援センターにおいて行うとともに成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止等の事業に取り組みます。

また、虐待予防のための連携協力体制を整えるため、医療機関・民生委員・警察・消費者行政担当者・社会福祉協議会等との協力会議を定期的に開催します。

3. 成年後見制度と地域福祉権利擁護事業

判断能力が十分でない認知症高齢者等は、自らの判断で適切なサービスを選択したり、契約したりすることができません。判断能力が十分でない認知症高齢者等を具体的に発生する権利侵害から救済し、あるいは、権利侵害があらかじめ予想される場合には、予防措

置を行い、当然受けられるべきサービスを受けられるように援助するしくみとして、成年後見制度や権利擁護事業が制度化されていますが、高齢者自らその利用することは困難です。地域包括支援センターの業務として、権利擁護事業に取り組み、高齢者の支援を行います。

4. 養護老人ホームへの入所措置

【現 状】

老人福祉法に基づく措置として行われるサービスで、一人暮らし等で身体的な理由等により自宅での生活が困難で、経済的に困窮している高齢者が入所して、生活の場として必要最低限の介護や食事、入浴などのサービスが行われています。

●入所者の状況（平成20年12月末）

施設名	措置者数
養護老人ホームだんだん	23名
養護老人ホームふれあいの郷	1名
養護老人ホーム鶴林園	6名
養護老人ホーム朝霧園	2名
養護盲老人ホーム五色園	1名
養護老人ホーム白鷺園	2名
養護老人ホームたつの荘	1名
養護老人ホーム福寿園	1名
計	37名

【今後の方針】

市内に整備されている施設を中心に西播磨圏域の施設と連携して必要数を確保します。平成18年4月の介護保険法改正により、養護老人ホーム入所者も介護サービスが利用できるようになりましたので、要介護状態になった場合には、介護サービスを利用して入所者の状況に応じた支援ができるようにします。

5. 高齢者支援事業

(1) 緊急通報体制等整備事業

【事業内容】

対象者：概ね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯、これに準じる世帯に属する世帯

内 容：緊急通報装置を貸与して、事故や病気などの緊急時にボタンを押すだけで緊急通報センター（宍粟市消防本部）に通報が入り、協力員の協力で安否確認を行い、必要なら早急に救急車が出動できるように体制整備します。緊急時の対応ができることで、日常生活の不安感や孤独感の解消にも効果があります。

【現 状】

独居世帯の4割強及び虚弱な高齢夫婦世帯の1割程度に設置しています。

- 緊急通報システム設置状況 541台（平成20年12月末現在）
- 緊急通報システム受信状況 1,568件 うち救急搬送22件
（平成20年実績・宍粟市消防本部データ）

【今後の方針】

緊急通報システムを設置するだけでなく、民生委員さんや協力員さんの安否確認などの見守り活動を並行して実施することで、独居や高齢者のみの世帯が安全で安心して生活できるようになります。機器設置と地域の見守り体制が並行して行える体制を維持しながら事業の拡大を図ります。

（2）老人日常生活用具の給付

【事業内容】

在宅で介護を受けている寝たきり高齢者や、一人暮らし高齢者を対象に、日常生活用具を給付又は貸与することで、在宅生活を支援しています。

●日常生活用具

区分	種目	対象者	性能
給付	電磁調理器	概ね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。
	火災警報機	概ね65歳以上の低所得のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	概ね65歳以上の低所得のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。
貸与	老人用電話	概ね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等	加入電話



第3部 介護保険事業計画

第1章 介護サービス・介護予防サービス基盤の整備

居宅介護サービスの提供状況を見ると、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の利用が増えており、今後も在宅サービスの必要に応じた量的拡大とともに、質的向上に一層力を入れていく必要があります。退院しても円滑に在宅生活が送れるよう、ケアマネジメントを通じて医療と介護の連携を図り、在宅での自立生活支援を促進するため、在宅介護サービスの基盤整備を計画的に進めます。

また、施設サービスについては、国の指針に基づいて平成26年度を見据えた長期的な視野にたち、利用者の状況をふまえた整備等について、今後も検討していきます。

1. 居宅介護支援

【現 状】

居宅介護支援事業は、要介護者等の状況に応じて介護サービス計画を策定し、計画に基づいたサービスが利用できるように支援するサービスで、現在、市内でサービスを提供している事業所は19事業所で、47名の介護支援専門員（ケアマネジャー）が実際に介護サービス計画の作成に従事しています。

●利用実績（介護サービス） (人数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
11,424	10,476	10,761

●利用実績（介護予防サービス） (人数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
1,932	3,156	3,304

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

介護保険では、要介護者等の世帯の生活全般の状況を総合的に把握し、ニーズに応じた包括的なサービスを一体的に提供するための機能を果たす介護支援専門員を、介護保険給付の要として位置付けています。そこで、介護支援専門員が、要介護者等のニーズにあった総合的な介護サービス計画が提供できるように、資質向上を目的とした研修会の開催や、情報交換を目的とした地域ケア会議の開催など支援体制の整備を図ります。

●目標値（介護サービス）（延べ人数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	11,425	11,438	11,275
供給量	11,425	11,438	11,275

●目標値（介護予防サービス）（延べ人数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	3,363	3,422	3,469
供給量	3,363	3,422	3,469

2. 訪問介護

【現状】

訪問介護は、要介護者等の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴介助や排泄介助などの身体介護や、食事の準備や後片付けなどの家事援助を提供するサービスで、現在、市内には、13事業所の登録があります。

●利用実績（介護サービス）（回数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
38,700	37,776	40,538

●利用実績（介護予防サービス）（人数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
744	1,140	1,255

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

高齢者意向調査では、将来、どのような場所で介護を受けたいとお考えですか？との問いに対して、現在の居宅と答えた高齢者が全体の63%を占めており、住み慣れた居宅で在宅生活を続けたいとの要望が強いことがわかりました。そこで、訪問介護は、通所介護、短期入所サービスと並ぶ居宅介護サービスの基幹サービスとして位置付け、ヘルパー養成研修の開催を支援しマンパワーの確保に努めるとともに、事業者と連携し介護技術の向上を目的とした研修会を開催するなど、要介護者等のニーズにあった質の高いサービスの提供体制の整備に努めます。また、24時間訪問介護についても検討していきます。

●目標値（介護サービス）（延べ回数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	42,370	46,580	47,796
供給量	42,370	46,580	47,796

●目標値（介護予防サービス）（延べ人数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	1,316	1,342	1,364
供給量	1,316	1,342	1,364

3. 訪問入浴介護

【現状】

自宅での入浴が困難な在宅の要介護者等に移動入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供するサービスで、現在市内には1事業所の登録があります。

●利用実績（介護サービス）（回数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
1,500	1,548	1,651

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

宍粟市社会福祉協議会の実施する訪問入浴介護サービスで、既に必要量は確保しています。

今後は、事業者と連携し、通所介護サービスの入浴介助と併せて、計画的に入浴できるように事業の整備を図ります。

●目標値（介護サービス）（延べ回数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	1,782	1,938	1,982
供給量	1,782	1,938	1,982

4. 訪問看護

【現状】

市内8カ所の訪問看護ステーションが、主治医の指示に基づき、要介護者等の居宅に看護師等を派遣し、病状の観察や清拭、褥創の処置等の看護サービスを提供しています。

●利用実績（介護サービス）（回数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
8,880	7,812	8,192

●利用実績（介護予防サービス）（回数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
624	1,308	1,634

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

市内8ヵ所の訪問看護ステーションで供給量を確保しています。今後は、高齢者の在宅生活を支援するために医師会と連携し、居宅療養管理指導等のサービスと組み合わせて在宅サービスが計画的に実施できるように基盤整備を図ります。

●目標値（介護サービス）（延べ回数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	8,851	9,293	9,650
供給量	8,851	9,293	9,650

●目標値（介護予防サービス）（延べ回数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	1,801	1,832	1,857
供給量	1,801	1,832	1,857

5. 訪問リハビリテーション

【現状】

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、日常生活の自立を支援するために、心身の機能維持、回復を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。市内に3サービス事業所があります。

●利用実績（介護サービス）（日数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度（見込）
128	552	1,722

●利用実績（介護予防サービス）（日数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度（見込）
0	0	159

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

高齢者が、いつまでも生き生きと住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会の実現には、心身の機能を保持し、自立を支援する地域リハビリテーション体制の整備は必要不可欠です。市内の事業者と連携し、サービスが計画的に実施できるように基盤整備を図ります。

●目標値（介護サービス）（延べ日数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	1,972	2,074	2,177
供給量	1,972	2,074	2,177

●目標値（介護予防サービス）（延べ日数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	193	211	213
供給量	193	211	213

6. 通所介護

【現 状】

通所介護は、要介護者等を、デイサービスセンター等の施設に送迎して、入浴や食事の提供等の日常生活のお世話や機能訓練を行うサービスで、市内13カ所の事業所でサービスを提供しています。

●利用実績（介護サービス）（回数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度（見込）
55,176	55,402	58,481

●利用実績（介護予防サービス）（人数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度（見込）
864	1,296	1,408

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

市内13カ所の事業所で、1日の利用定員が303名の状況で、中学校区に概ね1箇所は整備されています。しかし、利用者数は着実に増加しており、1日の定員管理では、満杯になる日も見受けられるようになってきました。

今後は、要介護者等のニーズにあった総合的な介護サービス計画の作成に基づく計画的な利用が図れるように、サービスの資質向上と利用環境の整備を図ります。

●目標値（介護サービス）（延べ回数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	61,663	64,802	67,887
供給量	61,663	64,802	67,887

●目標値（介護予防サービス）（延べ人数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	1,467	1,504	1,525
供給量	1,467	1,504	1,525

7. 通所リハビリテーション

【現 状】

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や病院等の施設において行われる通所型のリハビリテーションで、現在は、市内に5箇所の事業所が整備されています。

●利用実績（介護サービス） (回数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
14,220	12,132	14,297

●利用実績（介護予防サービス） (人数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
336	708	792

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

地域リハビリテーション体制の確立は、在宅介護の環境整備を推進するうえで必要不可欠です。市内の一部の地域では身近なところで、サービスが受けられない状況があるので、訪問リハビリテーションとあわせて医師会や事業者に働きかけてサービス事業者の確保に努めます。

●目標値（介護サービス） (延べ回数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	14,862	15,584	16,035
供給量	14,862	15,584	16,035

●目標値（介護予防サービス） (延べ人数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	839	854	866
供給量	839	854	866

8. 短期入所生活介護

【現 状】

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話を受けられるサービスで、市内の特別養護老人ホームを中心に整備され、5施設でサービス提供がされています。

●利用実績（介護サービス） (日数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
21,924	25,764	27,355

●利用実績（介護予防サービス）（日数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
444	120	128

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

●整備数

	定員数
特別養護老人ホームやまさき白寿園	20床
特別養護老人ホームありがとう	10床
特別養護老人ホームまどか園	20床
特別養護老人ホームかえで園	10床
特別養護老人ホーム千種の郷	12床
計	72床

【今後の方針】

施設サービスの利用意向が強く、定員オーバーのため入所待機に短期入所サービスが使われる場合があり、本来の短期入所サービスがいつでも利用できる状態が確保できているとは言い難いのが現状です。意向調査でも37%が利用回数の増加や新たな利用を希望されており、20床の整備を図ります。また、今後は事業者と連携し、利用実態を把握して施設サービスの環境を整備するなど、短期入所の専用床が、本来の目的に添って利用できるように整備を図ります。

●目標値（介護サービス）（延べ日数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	28,990	29,810	30,631
供給量	28,990	29,810	30,631

●目標値（介護予防サービス）（延べ日数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	142	152	155
供給量	142	152	155

●目標値（床数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	72	92	92
供給量	72	92	92

9. 短期入所療養介護

【現 状】

短期入所療養介護は、介護老人保健施設や、病院等に短期間入所して、看護や医学的管理下における介護や、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けられるサービスで、市内には、入院が可能な医療施設がないことから、老人保健施設むつみ園など、西播磨地域の事業所を中心にサービスが提供されています。

●利用実績（介護サービス） (日数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
2,064	1,740	1,611

●利用実績（介護予防サービス） (日数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
0	0	238

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

市内では、老人保健施設むつみ園を中心に、西播磨地域の事業所により供給量を確保します。

●目標値（介護サービス） (延べ日数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	1,637	1,709	1,782
供給量	1,637	1,709	1,782

●目標値（介護予防サービス） (延べ日数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	264	291	296
供給量	264	291	296

10. 特定施設入所者生活介護

【現 状】

特定施設入所者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）等の入所者に、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。市内には整備されておりません。

●利用実績（介護サービス） (人数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
0	24	36

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

養護老人ホームが指定を受けられるよう法改正があり、今期計画で整備します。今後

もニーズを的確に把握して、サービスの必要性について引き続き検討を行います。

●目標値（介護サービス）（延べ人数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	48	48	468
供給量	48	48	468

11. 居宅療養管理指導

【現状】

居宅療養管理指導は、在宅で、医師や歯科医師、薬剤師等により療養上の管理や指導を受けられるサービスで、市内で開業している全ての医療機関や、薬局等でサービスを受けることができます。

●利用実績（介護サービス）（人数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度（見込）
1,440	1,095	1,150

●利用実績（介護予防サービス）（人数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度（見込）
108	112	150

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

要介護高齢者の多くは、何らかの疾病を抱えており、在宅介護を維持するためには、医療サービスとの連携が不可欠です。医師会と連携し、主治医の管理のもと、訪問看護等の在宅サービスと組み合わせてサービスが計画的に実施されるように基盤整備を図ります。

●目標値（介護サービス）（延べ人数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	1,200	1,250	1,300
供給量	1,200	1,250	1,300

●目標値（介護予防サービス）（延べ人数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	170	190	210
供給量	170	190	210

12. 福祉用具貸与

【現 状】

在宅の要介護者等に、車いす等の福祉用具を貸与することにより、在宅における日常生活を支援しています。町内で直接サービスを提供する事業所は2カ所ですが、西播磨圏域を中心に多数の事業所の参入があり、サービスの供給量は確保できています。

また、社会福祉協議会では、従来から介護保険事業外で、独自の貸し出し事業を行っております。

●福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

1. 車いす (付属品含む)	6. スロープ
2. 特殊寝台 (付属品含む)	7. 歩行器
3. 床ずれ予防用品	8. 歩行補助つえ
4. 体位変換器	9. 認知症高齢者徘徊感知機器
5. 手すり	10. 移動用リフト (つり具部分除く)

●利用実績 (介護サービス) (人数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
5,136	4,908	5,478

●利用実績 (介護予防サービス) (人数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
300	480	551

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

要介護者等が在宅で日常生活を維持するためには、身体的機能の低下を補い在宅介護を補助する福祉用具の活用が必要となります。要介護者等の身体状況にあった用具が提供できるように、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が連携して対応できる体制の整備を図ります。

●目標値 (介護サービス) (延べ人数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	5,901	6,104	6,162
供給量	5,901	6,104	6,162

●目標値 (介護予防サービス) (延べ人数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	581	608	616
供給量	581	608	616

13. 福祉用具購入

【現 状】

要介護者等が、在宅で介護を受ける際に購入する特定福祉用具の購入費の一部を給付することで、特定福祉用具の利用を促進し、介護にかかる負担を軽減して、在宅における日常生活を支援しています。

●居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目

1. 腰掛便座	
2. 特殊尿器	
3. 入浴補助用具	
(1) 入浴用いす	(4) 入浴台
(2) 浴槽用手すり	(5) 浴室内すのこ
(3) 浴槽内いす	(6) 浴槽内すのこ
4. 簡易浴槽	
5. 移動用リフト (つり具部分)	

※上限：年間 10 万円まで

●利用実績 (介護サービス) (人数)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (現法)
134	147	160

●利用実績 (介護予防サービス) (人数)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (現法)
21	34	50

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

要介護者等が在宅で日常生活を維持するためには、身体的機能の低下を補い在宅介護を補助する特定福祉用具の活用が必要となります。要介護者等の身体状況にあった用具が提供できるように、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が連携して対応できる体制の整備を図ります。

●目標値 (介護サービス) (延べ人数)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必 要 量	165	170	175
供 給 量	165	170	175

●目標値 (介護予防サービス) (延べ人数)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
必 要 量	55	60	65
供 給 量	55	60	65

14. 住宅改修

【現 状】

要介護者等が在宅で、日常生活を送る上で障害となる住宅の一部を、手すりの取付けや段差解消等の小規模な改造によって解消する費用の一部を給付することで、介護にかかる負担を軽減し、在宅における日常生活を支援しています。

また、サービスを利用する際には、介護支援専門員等が作成する理由書が必要となっており、要介護者等の身体状況にあわせた改修ができるように支援しています。

●住宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え

※上限：20万円まで（原則1回限り）

●利用実績（介護サービス） (人数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
86	83	85

●利用実績（介護予防サービス） (人数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)
26	39	45

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

住まいは、要介護者等の在宅介護を支える大切な基盤であり、そのあり方は高齢者の自立に大きく影響することから、介護予防事業や、障害者福祉事業における住宅改造費助成事業とあわせて一体的にサービスが実施できる体制を整備します。

●目標値（介護サービス） (件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
必要量	90	95	100
供給量	90	95	100

●目標値（介護予防サービス） (件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
必要量	50	55	60
供給量	50	55	60

15. 介護老人福祉施設

【現 状】

寝たきりや認知症症状のために常時の介護が必要で、家庭では介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設サービスで、介護等の日常生活上の世話や機能訓練、その他必要な世話などを提供しています。

現在、市内には、5施設・定員330床が整備されていますが、入所者の約1/4は市外からの入所者が占めており、その他のサービス利用者は、西播磨圏域の施設を中心にサービスを利用しています。

●整備数

	整備数
特別養護老人ホームやまさき白寿園	80
特別養護老人ホームありがとう	60
特別養護老人ホームまどか園	70
特別養護老人ホームかえで園	60
特別養護老人ホーム千種の郷	60
計	330

●介護老人福祉施設利用状況

	整備数	平成20年12月月報市民利用者数
市内特養	330床	223人
市外特養	—	56人

●利用実績（介護サービス）

(人数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
3,216	3,336	3,396

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

高齢化、過疎化が進む中で、高齢者の一人暮らしや、高齢夫婦世帯が増加しています。交通手段や商業施設等の生活基盤が整っていない地域では、介護が必要な状態になっても、在宅で介護できる介護者がいない状況では、在宅サービスだけで在宅生活を支えるのは困難な状況にあります。要介護者が在宅で生活が困難な状況になったときに、要介護者の生活の場として、円滑に入所できるようにしなければなりません。今期計画内での新たな施設整備については整備予定はありませんが、市内特別養護老人ホームに対し、市民の優先入所や高齢者虐待等緊急時の入所対応ができるように、要請していきます。

また、現在市内の特別養護老人ホームは18年度増床の10床を除き、すべて旧型特養であり、新型特養としてユニット型個室化が進むことが想定され、また利用者の個室利用の希望に応じるため、当市においても今後の整備においては個室化を推進します。

●目標値（介護サービス）（延べ人数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	3,444	3,444	3,444
供給量	3,444	3,444	3,444

16. 介護老人保健施設

【現 状】

介護老人保健施設は、病状が安定した要介護者が、医学的な管理のもとで、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話を提供しています。市内の老人保健施設むつみ園と連携してサービスの確保に努めています。また、利用者は、西播磨圏域を中心とした施設でサービスを利用しています。

●施設整備数

	整備数
老人保健施設むつみ園	90床

●介護老人保健施設利用状況

	整備数	平成20年12月月報市民利用者数
市内	90床	71人
市外	—	59人

●利用実績（介護サービス）（人数）

平成18年度	平成19年度	平成20年度（R3）
1,668	1,668	1,704

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

市内にある老人保健施設むつみ園を中心に供給量を確保します。

介護老人保健施設は、医学的な管理のもとで、身体機能の回復、保持を目的とした介護や看護、機能訓練等のサービスを提供する医療と介護の中間施設として、サービスが円滑に提供できるように整備を図ります。居宅介護支援事業所と連携を図り、入所相談、退所後の介護計画の作成等、サービス利用者の支援体制の整備を図ります。

●目標値（介護サービス）（延べ人数）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	1,728	1,788	1,812
供給量	1,728	1,788	1,812

17. 介護療養型医療施設

【現 状】

長期間にわたり療養が必要な要介護者が入院して、介護の世話、機能訓練、その他必要な医療を受けることができる医療施設です。

市内には、整備されておらず、姫路市内の介護保険指定を受けた病院を中心にサービスが提供されています。

●利用実績（介護サービス） (人数)

平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
264	180	84

※サービス見込み量ワークシートより年間の延べ数を計上

【今後の方針】

療養病床の再編成により平成23年度末をもって廃止されるため、地域包括支援センターを中心に、在宅介護や介護保険施設への入所の相談等サービス利用者の支援体制の整備を図ります。

●目標値（介護サービス） (延べ人数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必 要 量	72	24	12
供 給 量	72	24	12

第2章 地域密着型サービス基盤の整備

地域密着型サービスは、平成18年4月より実施されています。認知症高齢者や独居高齢者の増加等に踏まえて、高齢者が要介護状態になっても、出来る限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域でサービスの利用及び提供が完結するサービスを類型化し、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行っています。このサービスには、以下の6種類のサービスがあります。

① 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供するものです。

② 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じ随時対応する訪問介護を組み合わせたものです。

③ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護は、従来からの介護老人福祉施設サービスを地域密着型とし、その当該市町村住民のみが利用できるとしたものです。

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、従来からの有料老人ホーム等施設介護を地域密着型とし、その当該市町村住民のみが利用できるとしたものです。

⑤ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、従来からの痴呆症対応型共同生活介護対象者を見直すと共に、地域密着型として当該市町村住民のみが利用できるとしたものです。

⑥ 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、従来からの認知症専用通所介護の利用対象者等を見直し、地域密着型として当該市町村住民のみが利用できるとしたものです。

【今後の方針】

地域密着型サービスは、日常生活圏域ごとに設置するようになっていますが、今期の計画で全てを設置することは介護保険料との兼ね合いから、難しい状況

にあります。

しかし、高齢者ができる限り住み慣れた地域でのサービス提供をうけることが、ソフト面からもハード面からも必要なことから、出来る限り早期に設置できるように努めます。

日常生活圏域に施設を整備する視点から、施設整備の遅れている圏域に整備することを目標とし、当面は、第4期計画におけるサービス基盤の整備を下記により行います。

1. 小規模多機能型居宅介護施設

現在2箇所の事業所があります。今後の動向を見ながら次期計画以降に検討していきます。

● 目標値 (2施設)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	2	2	2
供給量	2	2	2

2. 夜間対応型訪問介護施設

宍粟市の必要量では少ない状況であり、従来の訪問介護を夜間に提供することで、必要量を確保できる見込みです。

● 目標値

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	0	0	0
供給量	0	0	0

3. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護施設

旧町単位で従来型老人福祉施設が整備されており、その整備数と調整しながら市全体に必要な床数を検討していきます。

● 目標値

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	0	0	0
供給量	0	0	0

4. 地域密着型特定施設入居者生活介護施設

有料老人ホームの利用意向が少ないことから、次期計画以降に検討していきます。

● 目標値

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	0	0	0
供給量	0	0	0

5. 認知症対応型共同生活介護施設（認知症高齢者グループホーム）

宍粟市内には、第3期計画で2ユニットが整備され2箇所3ユニットが整備されています。しかし、今後、認知症高齢者の増加がみこまれるため第4期計画で1ユニットの整備を行います。

● 目標値（4ユニット）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	3	4	4
供給量	3	4	4

6. 認知症対応型通所介護施設

現在2箇所の事業所があります。今後の動向を見ながら次期計画以降に検討していきます。

● 目標値（2施設）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必要量	2	2	2
供給量	2	2	2

第3章 地域支援事業について

介護保険法の改正により平成18年4月より「予防重視型システムへの転換」を目的として地域支援事業が創設され3年が経過しました。この事業は、要支援・要介護状態になることを予防するための事業や、要支援・要介護状態になっても高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、介護予防事業・包括的支援事業・任意事業を実施するものです。

1. 介護予防事業

【内容】

合併前に各町で行っていた高齢者対象の健康づくり事業を介護予防事業として再構築し、各市民局の特徴を残しながら、宍粟市として新たな事業に取り組んでいます。

【介護予防事業の体系】

	事業の種類と対象者等	
施策の名称	介護予防一般高齢者施策	介護予防特定高齢者施策
対象者	元気な高齢者	虚弱な高齢者
主な内容	○介護予防に関する情報提供 ○ボランティア活動を活用した介護予防活動	○利用者の状況に応じた介護予防プランを作成して、通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業を行う。
主な事業	○公民館などでの健康相談教室 ○保健福祉拠点での交流活動 ○運動教室などの健康教室	○特定高齢者把握事業 ○通所型介護予防事業 ○訪問型介護予防事業など

(1) 介護予防一般高齢者施策事業

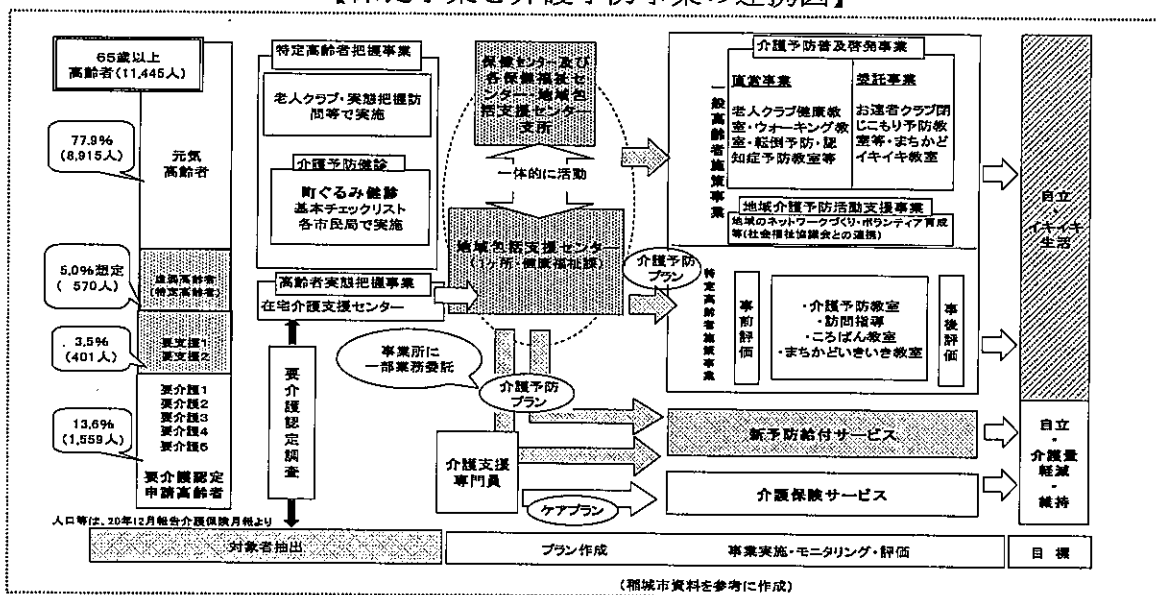
【現状】

平成18年4月の法改正により、従来行っていた高齢者を対象とした健康づくり事業を保健部局と連携を取りながら介護予防事業として位置づけ、合併前の各市民局の実績を重視しながら市内で各種の事業が実施できるようにしています。

①宍粟市の介護予防事業の位置づけ

介護予防事業は、保健と介護が連携して実施することで効果的な活動となります。そのため宍粟市では、下図の通り保健と介護の部署が連携して事業を実施しています。

【保健事業と介護予防事業の連携図】



②介護予防一般高齢施策事業の実績

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度（見込）	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
市実施	392回	6,682人	372回	6,381人	345回	5,280人
委託実施（お達者クラブ）	414回	11,604人	503回	12,854人	518回	12,900人

【今後の方針】

現在実施している保健福祉センターでの事業と社会福祉協議会に委託して実施している事業（お達者クラブ）に加え、広い宍粟市の各地で介護予防事業が実施できるように介護予防の講師を登録し、老人クラブ等に派遣できるよう計画をして介護予防事業を推進します。

(2) 介護予防特定高齢者施策事業

①特定高齢者把握事業

要支援・介護になる恐れの高い高齢者（以下「特定高齢者」と言う）は高

齢者人口の概ね5%程度と想定されています。その把握のために健診や健康相談で生活機能評価（特定高齢者を把握するための問診等）を実施し、特定高齢者となった者に対して、介護予防に効果のある事業を実施しています。

【特定高齢者把握事業実施状況】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度（見込）
高齢者人口（A）	11,442人	11,479人	11,493人
生活機能評価人数（B）	3,999人	4,418人	3,200人
特定高齢者人数（C）	308人	852人	600人
特定高齢者出現率（C/A）	2.7%	7.4%	5.2%

※人口は各年度末 20年度は12月末人口

※特定高齢者の想定出現率は、人口の5%程度ですが、18年と19年度で判定基準に変更があったことから出現率に大きな差があります。

②特定高齢者通所型事業

①により把握した特定高齢者対象に各種の介護予防教室を開催しましたが、パンフレット等を郵送して利用を勧めても参加につながらず、保健師等が訪問して高齢者の参加の動機づけをすることがポイントになります。

【特定高齢者対象の介護予防教室参加者の状況】

	平成18年度			平成19年度			平成20年度（見込）		
	回数	実人数	延人数	回数	実人数	延人数	回数	実人数	延人数
市直営事業	38回	77人	449人	43回	99人	566人	50回	120人	600人
委託事業	46回	45人	538人	72回	70人	674人	72回	60人	610人
計	84回	122人	987人	116回	169人	1,273人	122回	180人	1,210人

【今後の方針】

通所型介護予防事業については、各保健福祉センターで実施する他に民間事業所に事業を委託し、市内の多くの地域で実施できるように計画していますが、委託先の確保が困難な状況です。そのため、公民館等で行なっている老人クラブの活動に介護予防の講師を派遣する事業を推進します。

2. 包括的支援事業

【内 容】

地域包括支援センターを設置し、保健師等・社会福祉士等・主任ケアマネジャーの3資格職員を配属して、○介護予防マネジメント○総合相談支援事業・権利擁護事業○包括的継続的マネジメント○任意事業を行います。

【現状】

(1) 地域包括支援センター設置状況等

①設置状況

平成18年度に地域包括支援センターを市で1箇所設置し、広い市内で公平なサービスが提供できるように各市民局の保健福祉センター等の介護担当部署を地域包括支援センターの支所として各センター間で連携をもちながら運営しています。

【地域包括支援センター設置状況及び人員体制】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
設置数	直営	1	1	1
	サブセンター（各保健福祉センター）	4	4	4
	ブランチ（民間在宅介護支援センター 相談受付のみ）	5	5	5
人員体制	保健師	1	1	1
	介護支援専門員	1	2	1
	社会福祉士	1	1	1
	その他	1	1	実態把握訪問員1

②地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営を地域の関係者全体で協議、評価をする場として、運営協議会を設置しています。また、介護支援専門員の後方支援を目的に介護支援専門員部会も設置しています。

ア) 地域包括支援センター運営協議会委員及び介護支援専門員部会委員

医師2名・老人福祉施設3名・民生委員児童委員2名・老人保健施設・養護老人ホーム・第1号被保険者・第2号被保険者・サービス利用者・山崎健康福祉事務所・社会福祉協議会・宍粟総合病院・司法書士・介護予防事業所各1名及び介護支援専門員部会7名

イ) 地域包括支援センター運営協議会実施回数

		平成18年度	平成19年度	平成20年度（見込）
運営協議会	回数	3回	3回	3回
	主な内容	宍粟市の状況・運営協議会の設置等について	19年度の事業計画・実績等	20年度の事業計画・実績等

運営協議会	回数	4回	3回	3回
介護支援専門員部会	主な内容	宍粟市の状況について 専門部会の設置について	同上 訪問介護・悪質 訪問販売等について	同上 処遇困難事例等の 対応について

③地域におけるネットワーク構築状況

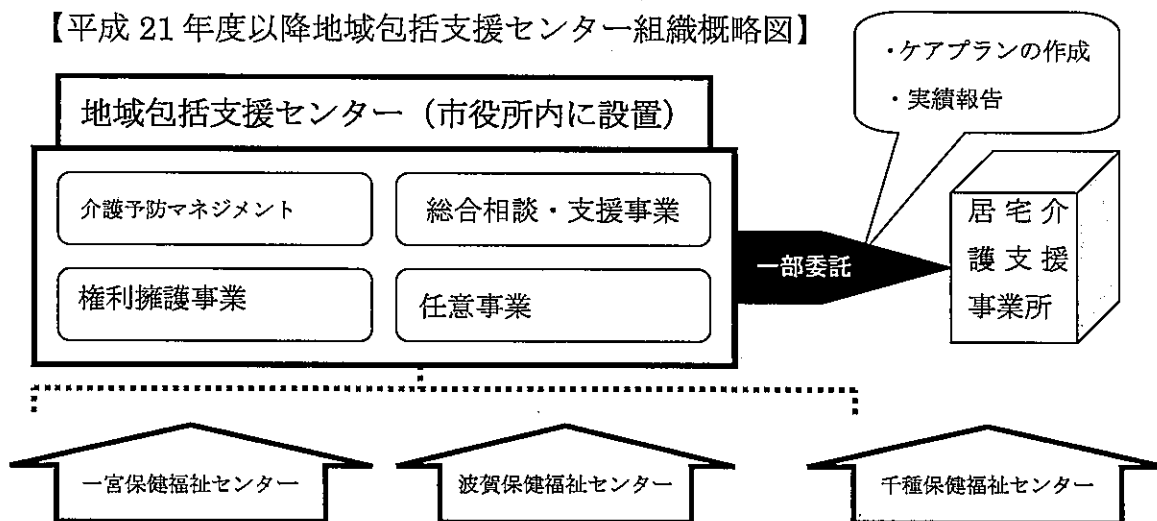
高齢者ひとりひとりが住み慣れた自宅で介護を受けることができるようにするために地域の関係機関等で会議等を行い連携の取れる体制作りをします。

	具体的活動内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
宍粟市ケアマネジャー等研修会	ケアマネジャー等の研修と情報交換を各市民局単位で開催	27回	95回	90回
地域ケア会議	処遇困難事例の検討	32回	24回	24回
西播磨地区地域包括支援センター連絡協議会	西播磨地区の情報交換及び研修等	6回	6回	6回
総合病院との連絡会	入退院事例の調整等	/	8回	12回
介護予防従事者研修会	介護サービス従事者対象の情報交換及び研修等		4回	4回

【今後の方針】

平成21年4月に新庁舎内に地域包括支援センターを開設し、3箇所の支所を設置して運営します。

【平成21年度以降地域包括支援センター組織概略図】



(2) 介護予防マネジメント事業

要支援1・2の認定の方対象と介護認定非該当の特定高齢者対象として介護予防マネジメント事業を実施しています。

【現状】

◎予防給付対象者の介護予防マネジメントの実績

要支援1・2の方を対象とした介護予防マネジメントを実施し、要介護状態になることを予防する事業です。地域包括支援センターが利用者と介護予防マネジメントの実施について契約し、民間介護支援事業所のケアマネジャーへ介護予防マネジメントの一部を委託して実施していますが、ケアマネジャー1人当たり委託できる人数に制限があるため、委託できない部分は市担当者が直接担当して実施しています。

		平成18年度	平成19年度	平成20年12月
要支援者数	要支援1	168人	130人	127人
	要支援2	232人	247人	274人
	計	400人	377人	401人
介護予防ケアマネジメント実施件数	ケアマネジメント件数	256人	257人	252人
	うち民間委託件数	245人	241人	237人

※18・19年は介護保険3月月報

◎特定高齢者通所事業対象者の介護予防マネジメントの実績

通所型介護予防事業利用者対象に介護予防マネジメントを実施します。この事業は委託できないため介護予防教室参加者を対象として、地域包括支援センターの保健師により実施しています。特定高齢者に介護予防教室への参加を進めても希望されない方が多いのが現状です。

	平成18年度	平成19年度	平成20年(見込)
高齢者人口(A)	11,442人	11,479人	11,493人
特定高齢者数(B)	241人	767人	600人
特定高齢者割合(C) = A/B	2.1%	6.7%	5.2%
介護予防マネジメント実施人数(D)	122人	127人	120人
実施率(E) = D/B	50.6%	16.7%	20.0%

※18・19は年度末数値 ※20人口は12月末数値

【今後の方針】

介護予防教室参加対象者を把握し、対象者が参加する意欲を持つように各種の介護予防教室を市内の各地で実施できるよう推進します。対象者が意欲的に参加するためには、地域のなじみの関係が重要となるため、一般高齢者施策事業として実施する介護予防教室と一体的に実施します。

また、高齢者を対象としたアンケート調査で要望の高い栄養改善プログラムや宍粟市の生活に定着している農業や林業の要素を取り入れ園芸療法を介護予防事業に取り入れます。

(3) 総合相談支援事業実績

①総合相談事業

【現状】

高齢者の保健福祉介護等の相談は、市内5箇所窓口を開設し、訪問・来所・電話等で実施しています。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
訪問相談件数	3,705件	3,667件	4,000件
来所相談件数	1,722件	1,108件	1,300件

【今後の方針】

山崎市民局で対応していた相談は、新庁舎内の地域包括支援センターで対応します。また、独居や認知症の増加等で処遇困難相談が増加しており、地域包括支援センターと支所及び医療機関や民間の介護サービス事業所等との連携を密にしながら事業を推進します。

②高齢者の地域での見守り事業

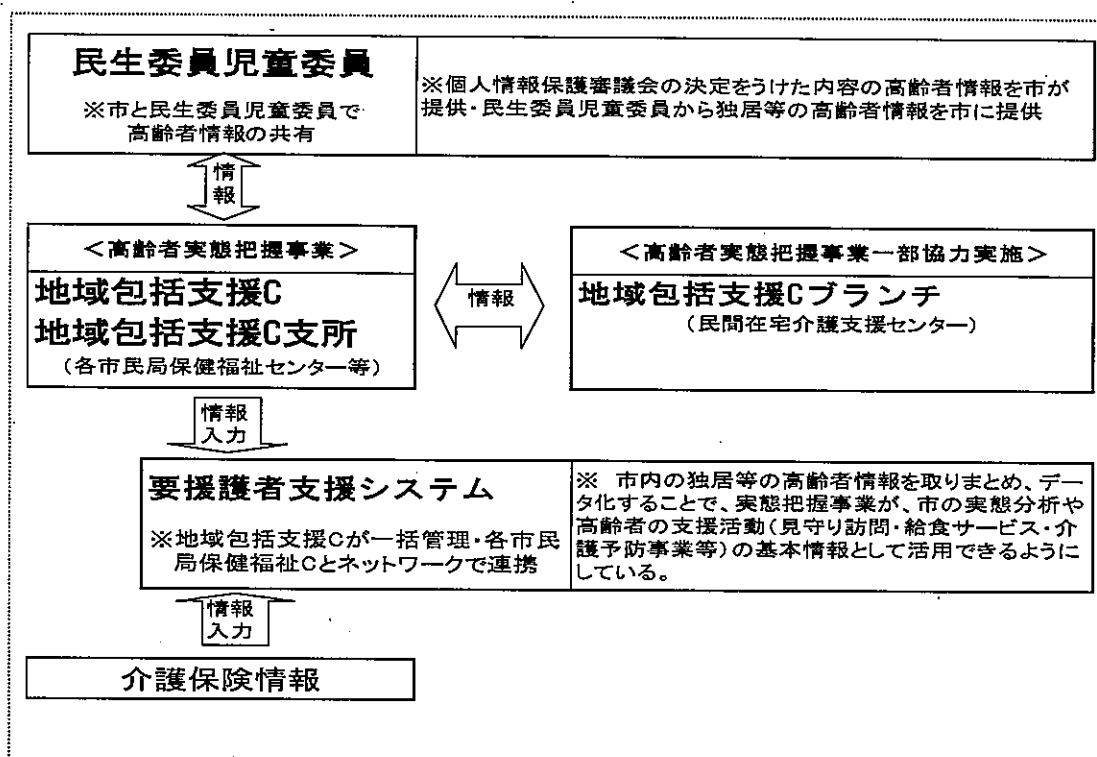
【現状】

4ページに記載しているように宍粟市では、独居世帯が約1,000世帯、高齢者のみの世帯が約1,000世帯あります。それら的高齢者世帯を対象として民生委員児童委員さんの活動と協働して見守り事業を実施しています。また市嘱託高齢者実態把握訪問員が介護サービス等を利用していない独居世帯等の見守り訪問事業を実施しています。

高齢者実態把握事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
市嘱託職員実施	1,328件	1,153件	1,550件
委託実施	665件	846件	600件
計	1,993件	1,999件	2,150件

【独居等高齢者実態把握方法と管理システム】



【今後の方針】

現在の見守り体制を継続しながら、必要な対象者には早期に支援体制を整えることができるよう取り組みます。

③認知症高齢者への対応について

【現状】

宍粟市に認知症で介護が必要な方がどの程度あるかの明確な把握はできませんが、介護認定調査時の認知症老人の日常生活自立度を分析すると980人となります。

そのため、認知症についての知識を広め、地域で支えあう体制づくりのために「認知症サポーター養成事業」を平成20年度より開始しています。

◎認知症サポーター事業内容と参加者数

内容	実施回数	参加人数(見込)
認知症の医学知識・介護・介護体験他	3回	180名

◎介護認定調査結果からみた認知症高齢者の日常生活自立度

動ける認知症の方は、980人で、そのうち常に介護が必要な方は、277人です。介護認定を受けていない人もあるので少なくとも宍粟市内で、1,000名以上の認知症の方がいると想定されます。

【介護認定調査結果からみた認知症高齢者の日常生活自立度】

認知症高齢者 自立度		自立度	1～IIb	IIIa～M	不明	計	
		認知症なし	物忘れはあるが支援すれば一人暮らし可能な程度	認知症があり常に介護が必要			
障害 高齢者自立度	自立度 自立・J	生活自立	151人	202人	46人	0人	399人
	自立度A	準寝たきり	183人	501人	231人	0人	915人
	自立度B・C	寝たきり	92人	254人	312人	0人	658人
	不明	—	0人	0人	0人	2人	2人
	計		426人	957人	589人	2人	1,974人

※平成20年12月末に要支援・介護認定者 ※不明2人は介護認定後の転入でデータなし

※網掛け部分が動ける認知症ありの人

【今後の方針】

広い地域に高齢者が点在して生活する宍粟市では、高齢者の見守りとあわせて認知症の理解を地域に広め、早期に発見し、支援するしくみづくりを進めます。そのためにもグループホーム等の認知症対応型の介護サービスを整備するとともに認知症サポーター養成事業を市内で通年的に実施します。

(4) 権利擁護事業実績

高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活をする事ができるように権利擁護事業を実施しています。

ア) 権利擁護関連事業の実績

成年後見制度市町申立マニュアルと高齢者虐待防止マニュアルを作成し、それを元として権利擁護関連事業を実施しています。

	具体的活動内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度(見込)
成年後見制度の 活用	成年後見制度の広報・研修	0件	0件	広報2回・研修2回
	成年後見制度の相談	5件	13件	4件
	成年後見制度市町村申立て	0件	0件	0件

老人福祉施設への措置	老人福祉法での措置入所の調整	1件	0件	1件
高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止マニュアル作成更新	作成更新 各1回	更新1回	更新1回（虐待チェックシート作成）
	高齢者虐待に関する相談	22件	17件	50件
困難事例への対応	事例の調整等	70件	179件	330件
消費者被害防止	消費者被害関連相談・調整	6件	3件	4件

【今後の方針】

介護支援専門員から処遇困難として相談される事例が増加していることや高齢者虐待の相談も年々増加しています。

しかし、高齢者虐待防止法により緊急保護が必要な場合の短期入所も困難な状況です。今後は、予備室整備が可能な市内の施設に老人福祉法や高齢者虐待防止法を根拠に緊急に保護が必要な場合の入所依頼ができるように施設との調整を進めます。

（5）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らす事が出来るよう、介護支援専門員の活動の後方支援を目的として実施しています。なお、平成18年度は制度改正によりほぼ全数のサービス担当者会議に参加していますが、現在は新規に介護サービスを利用される事例のみ参加している状況です。

【現状】

	具体的活動内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度（見込）
介護支援専門員のネットワークの活用	宍粟市介護支援専門員連絡会の事務局業務	6回	9回	16回
介護支援専門員への日常的個別指導・相談件数		1,156件	1,575件	1,600件
介護支援専門員への処遇困難事例指導・助言件数		33件	85件	170件
サービス担当者会議	市職員が参加したサービス担当者会議回数	784件	305件	250回

【今後の方針】

介護支援専門員は、在宅サービスが地域で効果的に実施される要の役割を持っています。今後も地域包括支援センターが介護支援専門員の後方支援の役割を果たせるよう運営します。

3. 任意事業

【現 状】

高齢者を介護している家族等に対し、介護教室の開催、介護用品の給付、家族介護教室、家族介護継続支援事業や独居老人等に週に数回昼食を配食するサービスを任意事業として実施し、地域の高齢者が住み慣れた自宅で生活できるようにしていますが、給食サービス以外の利用は少ない状況です。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (見込)
介護給付費用適正化事業		(一)	(一)	(一)
家 庭 介 護 支 援 事 業	家庭介護教室	4 回	4 回	4 回
	認知症高齢者見守り事業	(一)	(一)	(一)
	介護用品支給事業	12 人	6 人	8 人
	家族介護継続支援事業	0 人	0 人	0 人
そ の 他 事 業	成年後見制度利用支援事業	0 人	0 人	0 人
	地域生活自立支援事業 (給食サービス)	延 15,494 食	延 17,308 食	延 15,900 食

※ (一) は事業未実施

【今後の方針】

事業の実施については、前述のとおり認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーター登録を進めることで見守り事業を実施するよう取り組みます。

また、介護保険給付が適正に実施されているかどうかを指導するために介護支援専門員が作成する介護支援計画のチェックや給付実績をチェックする事業の実施については、平成 21 年度より介護保険事業所の指導監査の実施者が県から市に移管されて市で実施することにあわせて効果的に推進します。

第4章 介護保険事業費及び保険料

1. 居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計

(年間)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)居宅サービス			
①訪問介護			
給付費	170,875,672円	182,397,881円	186,566,354円
②訪問入浴介護			
給付費	20,691,942円	22,716,114円	23,313,415円
③訪問看護			
給付費	76,514,697円	79,836,375円	82,448,729円
④訪問リハビリテーション			
給付費	9,712,074円	10,102,938円	10,501,858円
⑤居宅療養管理指導			
給付費	6,414,720円	6,682,000円	6,949,280円
⑥通所介護			
給付費	503,947,602円	528,809,201円	553,536,543円
⑦通所リハビリテーション			
給付費	137,769,538円	144,471,796円	148,519,896円
⑧短期入所生活介護			
給付費	233,716,568円	239,368,229円	244,959,227円
⑨短期入所療養介護			
給付費	15,470,001円	16,152,326円	16,848,186円
⑩特定施設入居者生活介護			
給付費	8,396,375円	8,396,375円	81,864,657円
⑪福祉用具貸与			
給付費	78,700,191円	81,385,499円	84,132,296円
⑫特定福祉用具販売			
給付費	6,168,000円	6,373,600円	6,579,200円
(2)地域密着型サービス			
①夜間対応型訪問介護			
給付費	円	円	円
②認知症対応型通所介護			
給付費	50,527,998円	54,994,913円	59,600,624円
③小規模多機能型居宅介護			
給付費	82,240,000円	82,240,000円	82,240,000円
④認知症対応型共同生活介護			
給付費	86,413,680円	115,835,040円	116,081,760円
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費	円	円	円
(3)住宅改修			
給付費	10,896,800円	11,513,600円	12,130,400円
(4)居宅介護支援			
給付費	141,849,959円	143,016,686円	145,130,848円
(5)介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設			
給付費	823,475,728円	827,409,123円	830,805,039円
②介護老人保健施設			
給付費	424,728,924円	440,798,340円	447,445,298円
③介護療養型医療施設			
給付費	25,774,444円	8,591,481円	3,944,399円
④療養病床(医療保険適用)からの転換分			
給付費	12,829,440円	25,658,880円	38,488,320円
介護給付費計(小計)→(I)	2,927,114,353円	3,036,750,397円	3,182,086,329円

2. 介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計

(年間)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス			
①介護予防訪問介護			
給付費	25,786,014円	26,315,294円	26,755,703円
②介護予防訪問入浴介護			
給付費	円	円	円
③介護予防訪問看護			
給付費	7,951,631円	8,087,522円	8,201,628円
④介護予防訪問リハビリテーション			
給付費	892,818円	976,086円	985,338円
⑤介護予防居宅療養管理指導			
給付費	1,048,560円	1,171,920円	1,295,280円
⑥介護予防通所介護			
給付費	50,236,315円	51,370,107円	52,083,765円
⑦介護予防通所リハビリテーション			
給付費	33,469,995円	34,063,372円	34,560,214円
⑧介護予防短期入所生活介護			
給付費	1,333,053円	1,426,930円	1,455,093円
⑨介護予防短期入所療養介護			
給付費	1,189,783円	1,311,465円	1,333,999円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑪介護予防福祉用具貸与			
給付費	3,106,709円	3,250,491円	3,299,705円
⑫特定介護予防福祉用具販売			
給付費	1,130,800円	1,233,600円	1,336,400円
(2)地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護			
給付費	1,431,266円	1,746,630円	2,086,252円
②介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	9,252,000円	9,252,000円	9,252,000円
③介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費	円	円	円
(3)住宅改修			
給付費	4,523,200円	4,934,400円	5,345,600円
(4)介護予防支援			
給付費	14,214,088円	14,463,475円	14,662,265円
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	155,566,232円	159,603,292円	162,653,242円
総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	3,082,680,585円	3,196,353,689円	3,344,739,571円

3. 所得段階別加入者数・基準額に対する割合

	基準所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階		60人 (0.5%)	60人 (0.5%)	60人 (0.5%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		1,500人 (12.9%)	1,520人 (13.0%)	1,540人 (13.0%)	0.50	0.50	0.50
第3段階		1,600人 (13.8%)	1,650人 (14.1%)	1,700人 (14.3%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		4,774人 (41.0%)	4,746人 (40.8%)	4,862人 (41.0%)	1.00	1.00	1.00
第5段階		2,600人 (22.3%)	2,600人 (22.3%)	2,600人 (21.9%)	1.25	1.25	1.25
第6段階	2,000,000円	1,100人 (9.5%)	1,100人 (9.4%)	1,100人 (9.3%)	1.50	1.50	1.50
計		11,634人 (100.0%)	11,676人 (100.0%)	11,862人 (100.0%)			

4. 保険料基準額に対する割合の弾力化

	基準所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階		60人 (0.5%)	60人 (0.5%)	60人 (0.5%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		1,500人 (12.9%)	1,520人 (13.0%)	1,540人 (13.0%)	0.50	0.50	0.50
第3段階		1,600人 (13.8%)	1,650人 (14.1%)	1,700人 (14.3%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		4,774人 (41.0%)	4,746人 (40.8%)	4,862人 (41.0%)			
	「公的年金等収入+合計所得金額≤80万円」見込み数	2,300人 (19.8%)	2,300人 (19.7%)	2,300人 (19.4%)	0.83	0.83	0.83
	上記を除く見込み数	2,474人 (21.3%)	2,446人 (20.9%)	2,562人 (21.6%)	1.00	1.00	1.00
第5段階		2,600人 (22.3%)	2,600人 (22.3%)	2,600人 (21.9%)	1.25	1.25	1.25
第6段階	2,000,000円	1,100人 (9.5%)	1,100人 (9.4%)	1,100人 (9.3%)	1.50	1.50	1.50
計		11,634人 (100.0%)	11,676人 (100.0%)	11,862人 (100.0%)			

一致させてください

5. 財政安定化基金拠出率

0.00%

6. 審査支払手数料1件あたり単価

平成21年度	平成22年度	平成23年度
80.00円	80.00円	80.00円

各都道府県で統一された数値になります。

保険料の基準額: 保険料Ⅲ(月額)	4,060円
保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額: 保険料Ⅵ(月額)	4,200円

(参考) 保険料の推計に要する係数

第1号被保険者負担割合	20.00%
-------------	--------

○後期高齢者加入割合補正係数の算出に係る係数(全国平均)

前期高齢者加入割合	0.5213
後期高齢者加入割合	0.4787
前期高齢者の要介護者等発生率	0.0469
後期高齢者の要介護者等発生率	0.3007

○所得段階別加入割合補正係数の算出に係る係数(全国平均)

第1段階	2.4%
第2段階	16.8%
第3段階	11.5%
第4段階	32.3%
第5段階	22.2%
第6段階	14.8%
合計	100.0%

算定対象審査支払手数料単価	95.0円
---------------	-------

第1号被保険者の保険料の推計

1. 標準給付費

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
総給付費	3,082,680,585円	3,196,353,689円	3,344,739,571円	9,623,773,845円
特定入所者介護サービス費等給付額	97,850,000円	103,000,000円	108,150,000円	309,000,000円
高額介護サービス費等給付額	36,122,100円	36,122,100円	36,122,100円	108,366,300円
算定対象審査支払手数料	3,760,000円	3,760,000円	3,760,000円	11,280,000円
審査支払手数料支払件数	47,000件	47,000件	47,000件	141,000件
標準給付費見込額(A)	3,220,412,685円	3,339,235,789円	3,492,771,671円	10,052,420,145円

2. 地域支援事業費

地域支援事業費(B)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
地域支援事業費(B)	96,499,000円	100,064,000円	104,670,000円	301,233,000円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

3. 第1号被保険者の保険料

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
第1号被保険者数	11,634人	11,676人	11,862人	35,172人
前期(65~74歳)	5,264人	5,172人	5,345人	15,781人
後期(75歳~)	6,370人	6,504人	6,517人	19,391人
所得段階別加入割合				
第1段階	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
第2段階	12.9%	13.0%	13.0%	13.0%
第3段階	13.8%	14.1%	14.3%	14.1%
第4段階	41.0%	40.6%	41.0%	40.9%
第5段階	22.3%	22.3%	21.9%	22.2%
第6段階	9.5%	9.4%	9.3%	9.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	60人	60人	60人	180人
第2段階	1,500人	1,520人	1,540人	4,560人
第3段階	1,600人	1,650人	1,700人	4,950人
第4段階	4,774人	4,746人	4,862人	14,382人
第5段階	2,600人	2,600人	2,600人	7,800人
第6段階	1,100人	1,100人	1,100人	3,300人
合計	11,634人	11,676人	11,862人	35,172人
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	11,654人	11,674人	11,837人	35,165人
標準給付費見込額(A)	3,220,412,685円	3,339,235,789円	3,492,771,671円	10,052,420,145円
第1号被保険者負担分相当額(D)	663,382,337円	687,859,958円	719,488,334円	2,070,730,629円
調整交付金相当額(E)	161,020,634円	166,961,789円	174,638,584円	502,621,007円
調整交付金見込交付割合(H)	7.03%	7.06%	7.09%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.9014	0.9014	0.9014	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9970	0.9953	0.9933	
調整交付金見込額(I)	226,395,000円	235,750,000円	247,838,000円	709,783,000円
財政安定化基金拠出金見込額(J)				円
財政安定化基金拠出率		0.00%		
財政安定化基金償還金	1,488,888円	1,488,888円	1,488,888円	4,466,664円
準備基金の残高(平成20年度末の見込額)				300,000,000円
準備基金取崩額				189,000,000円
審査支払手数料1件あたり単価	80.00円	80.00円	80.00円	
審査支払手数料支払件数	47,000件	47,000件	47,000件	
審査支払手数料差引額(K)	円	円	円	円
市町村特別給付費等	円	円	円	円
市町村相互財政安定化事業負担額	円	円	円	円
市町村相互財政安定化事業交付額	円	円	円	円
保険料収納必要額(L)				1,679,035,300円
予定保険料収納率		98.00%		
保険料の基準額				
保険料I(年額)				54,077円
保険料I(月額)				4,506円
保険料II(年額)				54,077円
保険料II(月額)				4,506円
保険料III(年額)				48,722円
保険料III(月額)				4,060円
保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額				
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	11,263人	11,283人	11,446人	33,992人
保険料IV(年額)				55,943円
保険料IV(月額)				4,662円
保険料V(年額)				55,943円
保険料V(月額)				4,662円
保険料VI(年額)				50,404円
保険料VI(月額)				4,200円

※保険料I、IVは、保険料収納必要額を「第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額-調整交付金見込額+財政安定化基金拠出金見込額」で算出される額とした場合の保険料です。
 ※保険料II、Vは、保険料収納必要額を「保険料Iの保険料収納必要額+国庫負担等の算定の対象とならない審査支払手数料額+市町村特別給付費等+市町村相互財政安定化事業負担額-市町村相互財政安定化事業交付額」で算出される額とした場合の保険料です。
 ※保険料III、VIは、保険料収納必要額を「保険料IIの保険料収納必要額+財政安定化基金償還金-準備基金取崩額」で算出される額とした場合の保険料であり、当該保険者の第1号被保険者の保険料の基準額です。

4. 第3期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)

第3期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額) ^(注)	4,200円
--	--------

(注) 市町村合併した場合には、構成市町村の保険料の基準額を第1号被保険者数で加重平均して算出してください。
 市町村合併した場合の保険料の基準額 = $\frac{\sum \{ (各構成市町村の保険料の基準額) \times (各構成市町村の第1号被保険者数) \}}{(各構成市町村の第1号被保険者数の合計)}$

5. 財政安定化基金償還金・準備基金取崩額の影響・第3期と第4期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)の比較

	第3期	第4期	比較
第4期の1号被保険者の介護保険料の基準額; 保険料III(月額)	4,060円	第4期の第1号被保険者の介護保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額; 保険料VI(月額)	4,200円
(再掲) 財政安定化基金償還金の影響額	11円	(再掲) 財政安定化基金償還金の影響額	11円
(再掲) 準備基金取崩額の影響額	457円	(再掲) 準備基金取崩額の影響額	473円
(参考) 第3期→第4期の増減率(保険料の基準額)	-3.3%	(参考) 第3期→第4期の増減率(保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額)	0.0%

(委員名簿)

宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会

委員名簿

宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会委員名簿

※委員任期 平成20年7月24日～平成23年3月31日

No		氏名	所属団体
1	学識経験者	東 由美	宍粟市ケアマネジャー連絡会
2	保健医療関係者	稲用 博史	宍粟市医師会
3	保健医療関係者	上田 正伸	宍粟市医師会
4	保健医療関係者	縣 俊孝	宍粟市薬剤師会
5	福祉関係者	廣居 美枝	宍粟市民生委員児童委員協議会連合会
6	福祉関係者	船積 武士	宍粟市民生委員児童委員協議会連合会
7	福祉関係者	山本 正幸	宍粟市社会福祉協議会
8	福祉関係者	船積 攝子	老人保健施設むつみ園
9	福祉関係者	石川 寛子	特別養護老人ホームやまさき白寿園
10	福祉関係者	谷口 美可子	特定非営利活動法人さつき
11	被保険者代表	岡野 光雄	宍粟市老人クラブ連合会
12	被保険者代表	中田 万里子	宍粟市連合婦人会
13	兵庫県	森 喜久男	龍野健康福祉事務所